

令和8年度 第3回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

- (1) 日 時 令和8年6月26日(金)
開会 午後1時01分
閉会 午後1時35分

- (2) 場 所 春日市役所 406会議室

2 出席者の氏名

教 育 長	山 崎 明 彦
教 育 委 員	安 本 誠 一
教 育 委 員	黒 岩 眞理子
教 育 委 員	足 達 好 子

(事務局)

教 育 部 長	武 末 竜 久
教育総務課長	小 嶋 健 朗
学校教育課長	高 木 隆太郎
地域教育課長	濱 田 佳寿美

教育総務課統括係長	大 塚 寛
教育総務課主任	江 藤 太 志

3 欠席者の氏名

教 育 委 員	奥 田 大 輔
---------	---------

4 議事の概要

別 紙

○山崎教育長

ただいまから令和8年度第3回春日市教育委員会会議を始めます。
本日の議事は、お手元に配付しております通りでございます。

【第1 会議録署名委員の指名】

○山崎教育長

まず初めに、会議録署名委員の指名を行います。安本委員を指名いたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

【第2 議案】

(1) 第8号議案 春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

○山崎教育長

それでは、第8号議案 春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いいたします。

○高木学校教育課長

それでは第8号議案についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いします。

まず、提案理由です。特別支援教育就学奨励費支給申請書様式第1号について、申請者の記載負担の軽減及び事務処理の効率化を図るため、申請者が記載すべき事項に整理した様式へ改めるなど、所要の改正を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

提案理由のとおり、申請書の様式第1号を改めるだけの改正になります。お手元の議案書の5ページと6ページをお願いします。様式を示しております。5ページは、改正後の様式第1号です。6ページが改正前の様式第1号になります。主な変更点ですが、改正前の様式から改正後は世帯の収入状況や需要額の欄を削除したものになります。今回、オンライン申請を導入しようとするのとあわせて、申請者が記入する必要がないような欄も整理したものになります。改正前の様式は国の特別支援教育就学奨励費負担金、国庫負担金、この事務処理について、国が示す対象者への支弁区分を決定するための様式を踏まえて、準拠して作成をしておりました。このため、世帯の収入状況等の欄が記載されておりました。実務上は申請書において、申請者から住民基本台帳と住民税課税台帳、こちらの閲覧に同意することの意思確認を申請者からとっておりまして、申請者が収入状況等を様式に記入することが不要であること、特別支援教育就学奨励費に係る国の様式は支弁区分の決定に必要な事項を整理するための参考様式として示されているということが判明しまして、義務ではないということでしたので今回のタイミングで改正をしております。

1号議案の説明は以上です。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○山崎教育長

ありがとうございました。ただいま説明のありました議案について、審議を行います。

質疑はございますか。よろしいでしょうか。それでは、第8号議案 春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数でございます。

よって、第8号議案 春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について賛成多数をもって可決いたしました。

(2) 第9号議案 春日市立学校管理運営規則の一部改正について

○山崎教育長

次に、第9号議案 春日市立学校管理運営規則の一部改正について事務局から説明をお願いいたします。

○高木学校教育課長

それでは第9号議案春日市立学校管理運営規則の一部改正について説明いたします。議案書の7ページをお願いします。まず提案理由になります。学校教育法第35条に基づく出席停止の命令について対象行為及び手続きを明確化するとともに、学習支援その他必要な事項を定めて適正かつ公正な制度運用を図るため、所要の改正を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。新旧対照表を参照しながら説明をさせていただければと思いますので、議案書の10ページをお願いいたします。

まず、第4条の改正については、出席停止とは別件でございまして、こちらは校長が宿泊を伴う学校行事を計画する場合の教育委員会の届出に関する様式を定めたものです。今回、出席停止を詳しく手続きを規定するにあたって様式も、従来はこちらの規則には登録していなかったんですが、それに合わせて、従前から使っている教育委員会に中学校が泊まる学校行事を届け出す様式を合わせて登録したような改正になっております。これはちょっとついでに、このタイミングでさせていただいたものです。

それでは本題の出席停止の手続きに係る改正内容についてご説明して参ります。まず、出席停止の命令に係る手続きについては、学校教育法第35条第3項の規定により、教育委員会規則に規定することを委任しております。現行の規則においては具体的な手続きが規定されていないため、法令の趣旨にのっとった運用となるよう今回改めて規定を整備するものでございます。

なお、出席停止は児童生徒に対する懲戒や制裁を目的とするものではなく、他の児童生徒の教育を受ける権利及び学校における教育環境を確保するための措置であることを踏まえ、適正な手続きを、及び教育上の配慮を明確化するものであります。まず、第12条第1項をお願いします。右側の改正後の第12条第1項については、出席停止の対象となる行為を明確化するものです。

それと、校長が出席停止の必要があると認めた場合に、教育委員会へ意見を具申する手続きを規定しております。次に同条第2項になります。こちらは教育委員会が保護者から意見を聴取する手続きを規定しております。続きまして11ページをお願いします。同条第3項になりますが、教育委員会が必要に応じて児童生徒本人その他の関係者から事情を聴取し、または意見を求めることができる旨を規定しております。続きまして同条第4項第5項ですが、教育委員会が出席停止の要否を判断し、停止を決定及び保護者に通知を行うことを明確化しております。続きまして、同条第6項、第7項についてです。こちらは出席停止期間中の学習支援、その他必要な教育上の措置を規定しております。続きまして、第13条、改正後の第13条になります。こちらは出席停止期間の短縮、延長及び解除に係る準備を整備しております。改正前の現行の第13条の校長による緊急時の出席停止命令に関する規定は削除し、出席停止命令は教育委員会が行うものとして手続きを整備しております。また、現行の第14条に規定する児童の権利に関する条約への配慮及び児童生徒の意見表明機会に関する規定については今回削除しておりますが、こちらについては、児童生徒の権利保障を後退させるものではありません。同条は本市の独自の理念的な規定でして、学校教育法が求める出席停止手続きの必須事項ではないことから、出席停止に関する手続き規定として今回整理を行ったものです。

児童の最善の利益の考慮や意見表明権の尊重については、児童の権利に関する条約、こども基本法その他の関係法令に基づき、引き続き適切に対応して参ります。

第9号議案の説明は以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○山崎教育長

ありがとうございました。ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑はございますか。

○安本委員

非常に難しい問題じゃないかなと資料をみて思ったんですけど。現行では出席停止を求めることができるっていうのがあったやつを、改正後でこういうふうにもってきて、過去にそういう事案があったのになって、その事案に例えば、もしあればですね、その改正をした後にどういう流れで対応ができるのか、何かシミュレーションみたいなのをやられたのになってちょっと気になりました。

あともう1つ、14条に児童に対する配慮、これがないがしろにするものではないと、表現がちょっとあれですけど、14条の2項に努めなければならない努力義務というか努力規定があるんですよね。そこらへんが改正後に、反映させておかなくちゃいけないのかなとか思ったりしたんですよね。

残さなくても、それをないがしろにするようなことではないという風におっしゃったんですけど。

残ってなければ、努力っていうのはどこで出てくるのかっていう2点ですね、とりあえずこう思いました。

○高木学校教育課長

出席停止命令はこれまで春日市で行ったことはありません。今年度、実際に校長から意見具申があったケースがございまして、手続きをきちんと、法律には規定があるんですけども、手続きの詳細を規則に委任しておりますので、今回ちょっと早急に整備を図ったところでございます。

こちらのもともとの学校管理運営規則の中にあるこどもの権利の意見表明の規定なんですけど、実際はですね、理念規定が入っている学校管理運営規則は非常に稀ですね、学校管理運営規則は手続きを定める規定が中心なので、法律も手続きしか本来は求めてないところ、とある参考例がありましてそちらを参考にして作成したんだろうなという背景は把握しているんですけども、基本的には、今回の規定は、手続きを定める規定で、もともとの児童等に対して意見を聴取する機会ももちろんその条約等も踏まえて、手続きをきちんとやっていく。ただ、規定の中にこういう理念がこう入ってるのと、全体としてのその規則の中でいくとちょっと、他とは内容的にですね、どうかなっていうところもあって、今回ちょっと削除してるんですけど、ただ、手続き上、子供たちの意見を聞くというような手続きとしてはきちんと盛り込んではいるところで手続きの1つとしては、統制がとれているかと考えています。

○安本委員

改正後のやつに盛り込まれてるということ

○高木学校教育課長

意見を聴取するのは当該児童生徒というところも加えてます。あまり例はないんですけども、教育委員会が必要に応じて児童生徒本人、その他関係者から事情を聴取し、または意見を求めることができるということは、第12条第3項に規定しています。通常この規定がない団体もあるんですけど、保護者から意見を聴取するというのはあるんですけども、私どもとしてはやはり生徒本人というものを規則に明記して、後退しないように、明確に児童生徒本人からも聞くということを、規定の中に盛り込んで対応している次第です。

○安本委員

「校長は、」って主語があるじゃないすか。

教育委員会と一緒に校長先生と、子供の話を聞くのですか。

○高木学校教育課長

実際の手続きとしてはですね、意見聴取には委員会入ります。今回も、やはりですね、いきなり手続きに入ると、この取り組みはですね、結局出席停止にしたら、保護者とタッグを組んで保護者が家で見守らなくちゃいけないんですよ。そのために、保護者に理解を求めるために、学校が保護者と本人呼んで、そこに委員会も入りまして、こういう趣旨でやりますから協力してくださいというのが成り立たないと、結局停止を一方的にしても、その間は家庭の方で、きちんと対応してもらうことになりますので、その手続きの段階では、教育委員会と学校と保護者と本人という構造になります。これで意見を表明するのも、保護者がその手続きについて、きちんとご理解してくださるかというところの本人の意見を聞く場面。

○安本委員

ちょっと私微妙に勘違いしてたところもあるかもしれないけど、出席ってのは出校停止、学校に来ちゃいけないということ。

○高木学校教育課長

授業に出席じゃなくて、学校自体にです。結局、その生徒本人が暴れたりですね、他の授業に支障があったり、先生に暴力を振るったり、物を壊したり、その周りの他の生徒さんたちの教育環境にも重大な影響が支障が生じている。だから、出席を停止する期間で1回、冷却期間といいますか、学校から離れてきちんとその間こういう約束事を守って過ごして落ち着いて出てきてくださいという、その期間を置くもので、懲戒ではなくて、家庭の方でですねしっかり、だからその間も、例えばZOOM

で授業をしたりとか、宿題を毎日持っていったりとかですね、学校に来ない間の教育を保障しながら、とりあえず学校にはちょっと来させられないような対応です。

○安本委員

別の部屋でその子を指導するんじゃないくて。

○高木学校教育課長

自宅です。なので保護者の協力が欠かせない取り組みになります。

○安本委員

出校日数とか義務教育でてくると思います。そうした場合にはカウントはどうするのですか。ZOOMで授業をしたりとかした場合に区別したりするんですか。

○高木学校教育課長

ちょっと調べさせてください。基本的には停止期間っていう、出席停止という表現になってます。例えば、インフルエンザとかそういう感染症で出席停止することもあるんですが、その場合は、学校から提出される要録とかは停止で載ってくるんじゃないかなと。

○安本委員

内申書とかでも、インフルエンザの欠席みたいな感じでこういう案件で出校停止って残っちゃう。

○高木学校教育課長

要録上は出席停止として載ります。

○安本委員

春日市の顧問弁護士さんとか、こう見てもらったりとか、いわゆる子供の人権の問題も関わってくるで、チェックはされてるのですか。

○高木学校教育課長

基本的にはですね。他市町村の現行の規定等を参考にはしておりますので、手続き規定になりますと全く違法でもないですし、逆に他の市町村よりも少し手厚め形式で、結構シンプルに保護者の意見を聞く、あとは出席停止中の解除要件にとんだりでですね、意見聴取をする児童生徒やその関係者まで含めてっていうところは、丁寧にするほうの規定の部類に入る。ただそのもともとの理念的なもの。こどもの権利に関する条約、やはり今は子供の権利が非常に声高に言われる時代でもありますし、文科省もそこはきちんと守るっていうことは推奨してますので、それを平成20年代に先鋭的にですね、盛り込んでいた。それを参考にする団体が作った例があったんですけど、それに倣って作るっていうところはこれが入ってるんですけども、基本的には稀なんです。ここだけ結構理念的な規定が入っていて、手続きの規定が学校管理の規則については、起こしているのはちょっとここだけは、全体的にはこの手続きを定めるとバランス的には、ただ、それを守ることは当然、ここに規定がなくてもですね、当然のことですので、そこは現場での決定はしてもらいたいし、生徒の意見を聞くっていうのは、あくまでも規則の中には盛り込んでいます。

○安本委員

理念に基づいて

○高木学校教育課長

はい。

○黒岩委員

ここに至るまでに事実関係をきちんと把握するっていう、子供とか、関係者すべての意見を聞いて、事実関係をしっかり把握するというのが前提ですよ。

その後、措置の手続きっていうか、そういうふうにとればいいわけですよ。

○高木学校教育課長

はい。

黒岩委員がおっしゃるように、こうなるまでのプロセスはよっぽどのことがないと、これは起こりえないことなのでその積み重ねでいよいよもう学校はどうしようもないというときに活動するものなので、事実の積み重ねと警察と連携したりした客観的事実に基づいてやるんですけども、やっぱりその生徒にも言い分があるだろうと。やっぱりこういう不利益な教育を受ける権利を止めるようなものを受ける側からすれば、意見を表明する。我々も懲戒処分とか受けるときはですね、不利益処分を受ける場合は必ず弁明の機会を与えることになってますので、やはりきちんと事実を積み上げたけれども、その一方で、あくまでもその手続き上、本人からきちんと聞くという、機会を設ける。という意味合いもあります。

○山崎教育長

よろしいでしょうか。それでは、第9号議案 春日市立学校管理運営規則の一部改正についてただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数でございます。

よって、第9号議案 春日市立学校管理運営規則の一部改正について 賛成多数をもって可決いたしました。

【3 報告事項】

(1)教育長報告

○山崎教育長

次に、報告事項です。教育長報告についてです。

私の方から2点報告をさせていただきます。今年度学校教育の推進のテーマを「子供たちが本当に安心して、ワクワクドキドキしながら、学校生活を送れる学校づくり」というのを、掲げておるわけですけども、それに関連してでございますが、今年はコミュニティ・スクールで挑むいじめゼロプロジェクトというのを、すべての小学校と中学校で計画をし、実践に取りかかっているところでございます。実は春日市のこの情報をですね、東京理科大学の名誉教授であられて、現在文部科学省の中央教育審議会の委員でもあられて、生徒指導提要の作成責任者になっておられるですね、八並光俊先生から私に直接連絡をいただきまして、春日市が今進めているいじめゼロというのは、全国的にも非常に珍しい取り組みであるということで高く評価をされているところでございます。

全国的に講演とかも回られるときにこの春日市の取り組みをぜひ紹介したいということで、それでよろしいかというお電話をいただいたところです。その電話を受けて、せっかくですからということで10月の21日まで時間をはっきりしていないんですけど午後、八並先生を春日市にお招きしてですね、教職員を対象にした生徒指導関係、いじめ、不登校関係の研修を行いたいなということで今、八並先生とお話をつめておるところでございます。それが1点。

もう1点目はですね、日本サッカー協会というところがですね、子供たちに夢や目標を持ってもらいたいということで、プロのアスリートを学校に連れてきて、子供たちと一緒に活動をし、その活動を通して、夢や目標を持つことの大切さというのを伝えていこうという取り組みがあるんですけども。春日市においてはですね、実はこれお金がかかるんですよ。予算が。でも今年は春日市はもう試しでいいですということで、すべて経費かからずですね、8月26日と8月の27、26日は日の出小学校。27日は天神山小学校で、この夢の教室というんですけども、その取り組みを行っていきたいなと考えているところです。来てくれるアスリートは、元なでしこジャパン。女子のサッカーですね。の日本代表になっている人が子供たちと対応してくれるようにということで今動いておるところです。

以上2つ、報告をさせていただきました。

ただいまの報告について何かご質問等ございませんでしょうか。

(2)教育委員報告

それでは次に、教育委員報告です。

委員の皆さまからは何かございませんか。

(3) 事務局報告 なし

それでは、事務局報告です。

ア 令和8年度春日市一般会計補正予算について（6月補正：教育費関連）事務局から報告をお願いいたします。

○小嶋教育総務課長

それでは19ページをご覧ください。

令和8年度春日市一般会計補正予算集計表、6月補正教育費関連についてご説明いたします。

本件につきましては4月24日の教育委員会議においてご説明しました歳入歳出の補正予算案ですが、

6月議会におきまして可決されましたのでご報告させていただきます。

なお、説明しておりました予算案から変更がございます。歳出の5行目と6行目に記載しております庁用備品費及び小学校施設整備についてでございます。

多目的ホール地域開放事業の一環として予算計上を予定しておりましたが、白水ヶ丘地区自治会より、本年度は白水小学校多目的ホールでの敬老会の開催を見送りたいとの申し出がございました。

これに伴い、当該事業に係る補正予算の計上につきましては見送っております。

説明は以上でございます。

○山崎教育長

ありがとうございます。

ただいま報告されました件について、各委員さんの御質問等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。続きまして、イ 春日市議会（6月議会）における一般質問について事務局から報告をお願いいたします。

○小嶋教育総務課長

それでは20ページをご覧ください。5人の市議会議員から5項目の質問をお受けしております。

質問及び回答の内容につきましては、資料に記載の通りでございます。後程ご確認をお願いいたします。以上で報告を終わります。

○山崎教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんの御質問等はいかがでしょうか。

非常に長いものになっておりますので、この場でないところでも、もしご質問等があれば、お話しただければありがたいと思っています。

(4) 主要行事報告

○山崎教育長

主要行事報告に何か補足して御説明がありましたらお願いします。

○濱田地域教育課長

8月の9日に春日市子ども会育成会連絡協議会が50周年記念講演会を実施いたします。案内文を後程お渡ししたいと思いますが、実際いらっしゃっていただく際にですね、一般招待ということで自由席なんです、このような参加券を持ってお入りいただく形になりますので、もしご参加いただける場合には忘れずにお待ちいただくようにというふうに聞いておりますので、よろしく願いいたします。あとご案内文書を後程お渡しする中に問い合わせ先がございますが、何か不明な点がございましたら、直接地域教育課の方に神田と申します私でも構いませんので、何かありましたらまた。

地域教育課の方にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【第4 調整事項】

- (1) 7月定例教育委員会議の日程について
令和8年7月24日（金） 午前9時 決定
- (2) 7月定例教育委員会議の日程について
令和8年7月24日（金） 午前10時 決定
- (3) 8月教育委員懇談会の日程について
令和8年8月21日（金） 午前9時 決定
- (4) 8月教育委員懇談会の日程について
令和8年8月21日（金） 午前10時 決定

○山崎教育長

以上で本日の議事のすべてを終了いたしました。本日の教育委員会議、これにて閉会をいたします。ありがとうございました。

議事録署名

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印